

令和7年度 恩給カレンダー

総務省政策統括官（恩給担当）

月	支払開始日	お知らせ
4月	4日（金）【1・2・3月分】	
6月		7月4日までにお手元に届くように「恩給年額改定通知書」及び「年金恩給等支払通知書（7月・10月・12月・4月支給分）」を送付します。
7月	4日（金）【4・5・6月分】	
10月	6日（月）【7・8・9月分】	
12月	19日（金）【10・11・12月分】	
1月		普通恩給受給者の方へ源泉徴収票を送付します。

※ 金融機関によっては支払開始日の午後に支払われる場合があります。

恩給相談電話 03-5273-1400 月曜日から金曜日まで（休日を除く）の9時から17時まで

- 受給者、受給者の加給者、加算者又は同順位者が亡くなられた場合
- 受給者が所在不明の場合
- 受取金融機関を変更される場合
- 総務省に届け出ている住所を変更される場合

はお電話をください。

※ ご注意ください！ 年金恩給等支払通知書がお手元に届いていない方は、10月以降恩給を受けられない場合があります。
7月～9月に住所を変更された方などで、年金恩給等支払通知書がお手元に届いていない方は至急ご連絡ください。